

事務事業名		大船渡市男女共同参画審議会開催事業		<input type="checkbox"/> 実施計画登載事業	<input type="checkbox"/> 総合戦略登載事業
政策体系	政策名	02 安心が確保されたまちづくりの推進		事業期間	
	施策名	06 ともに支え合う地域づくりの推進			
	基本事業名	03 男女共同参画の促進		<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始 平成14 年度～) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 【計画期間】 ↓ 年度～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入	
根拠法令		大船渡市男女共同参画推進条例		予算科目 会計 款 項 目 事業 01 02 01 11 07	
所属	部課名	協働まちづくり部男女共同参画室		事務事業区分 A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 E 一般(1～4以外)	
	課長名	新沼 晶彦			
	係名	電話	0192-27-3111		
	担当者	鈴木 恭子	内線 278		
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述) ・当審議会は、大船渡市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に関する重要事項の調査審議を目的として設置している。所掌事項は、男女共同参画行動計画に関すること、男女共同参画の推進に関する基本的施策に関すること及びその他男女共同参画の推進に関し必要な事項に関するものである。 ・例年、男女共同参画行動計画に関する前年度の事業実施状況や当該年度の事業計画について審議している。 ・委員数は17人。令和2年度に改選し、任期は令和3年2月9日～令和5年2月8日。女性委員の登用率は、令和3年4月1日現在で76.5%(17人中13人)である。委員は、知識経験者、公共的団体等に属する者及び公募委員から成る。				全体計画(※期間限定複数年度のみ) 総投入量(千円) 事業費 財源内訳 国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 一般財源 事業費計(A) 0 人件費 正規職員従事人数 延べ業務時間 人件費計(B) 0 トータルコスト(A)+(B) 0	

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標	
① 手段(主な活動) 前年度実績(前年度に行った主な活動) 審議会を2回開催した。(審議案件は、第4次大船渡市男女共同参画行動計画に係る令和2年度及び令和3年度上半期取組状況について、第5次大船渡市男女共同参画行動計画の策定について) 今年度計画(今年度に計画している主な活動) 審議会を4回開催する。(審議案件は、第4次大船渡市男女共同参画行動計画に係る令和3年度取組状況の報告、第5次大船渡市男女共同参画行動計画の策定に係る調査審議)	⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標) 名称 単位 ア 審議会開催回数 回 イ 審議会延べ出席委員数 人 ウ
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等 男女共同参画審議会委員	⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標) 名称 単位 カ 審議会委員数 人 キ ク
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか) 男女共同参画推進施策について助言していただき、市の施策に反映する。	⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標) 名称 単位 サ 意見、提言の件数 件 シ ス
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか) 男女共同参画の実践促進	

(2) 総事業費・指標等の推移									
		年度	2年度(実績)	3年度(実績)	4年度(目標)	5年度(目標)	6年度(目標)	7年度(目標)	
投入量	事業費	国庫支出金	千円						
		都道府県支出金	千円						
		地方債	千円						
		その他	千円						
		一般財源	千円	63	112	371	186	186	186
		事業費計(A)	千円	63	112	371	186	186	186
	人件費	正規職員従事人数	人	1	2	2	1	1	1
		延べ業務時間	時間	240	360	960	240	240	240
		人件費計(B)	千円	960	1,440	3,840	960	960	960
		トータルコスト(A)+(B)	千円	1,023	1,552	4,211	1,146	1,146	1,146
⑤活動指標	ア	回	1	2	4	2	2	2	
	イ	人	13	22	68	34	34	34	
	ウ								
⑥対象指標	カ	人	17	17	17	17	17	17	
	キ								
	ク								
⑦成果指標	サ	件	13	36	68	34	34	34	
	シ								
	ス								

事務事業ID	0358	事務事業名	大船渡市男女共同参画審議会開催事業
--------	------	-------	-------------------

<b>(3) 事務事業の環境変化・住民意見等</b>	
① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？	平成14年2月に制定された大船渡市男女共同参画推進条例において、男女共同参画審議会の設置が規定された。
② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？	昭和59年に大船渡市婦人懇談会が設置されて以降、名称を改めながらも市の女性施策について、市民から意見を聴く場が設けられてきた。 平成14年2月、大船渡市男女共同参画推進条例を制定し、女性懇談会が廃止され、新たに男女共同参画審議会が設置された。設置当初は、女性委員の割合が80%と偏っていたことから、改選に合わせて段階的に改善に努めており、令和3年4月1日現在で76.5%(17人中13人)となっている。
③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？	審議会委員からは、男女共同参画に係る研修の場を与えてほしい、委員が意見を出しやすいような雰囲気づくりをしてほしいとの声があり、いわて男女共同参画サポーター養成講座の参加募集案内や、男女共同参画研修修了者の報告、公的機関関係者による講話等により対応している。

**2 評価の部(SEE) \* 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価**

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている ⇒【理由】 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？ 活力ある地域社会を築くため、男女共同参画の推進が市の主要施策の一つとして位置付けられており、男女共同参画行動計画及び推進施策について、市民の意見を聴く審議会の開催は、政策体系と結びつく。
	② 公共関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ⇒【理由】 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？ 男女共同参画社会に向けた施策は、地域に根ざした効果的な事業を継続して実施する必要があるため、そのためには市民参画による審議会の開催が必要不可欠である。
	③ 対象・意図の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input type="checkbox"/> 適切である ⇒【理由】 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？ 男女共同参画審議会委員に、男女共同参画施策について助言してもらうことは、対象、意図いずれも、大船渡市男女共同参画推進条例による審議会の目的を達成するために妥当である。
有効性 評価	④ 成果の向上余地	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】 <input type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないか？ 男女共同参画行動計画の進捗管理が主たる所掌事項であり、活発な議論を促すよう、資料や説明に創意工夫を凝らすことにより、成果の向上が期待できる。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	<input type="checkbox"/> 影響無 ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 影響有 ⇒【その内容】 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？ 男女共同参画の推進には、市民の理解と協力が不可欠である。当審議会は、当市の男女共同参画施策について協議し、共通理解を図る場であることから、廃止又は休止することはできない。また、大船渡市男女共同参画推進条例の中で男女共同参画に関する重要事項を調査審議するため、男女共同参画審議会の設置を規定している。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など) 審議会開催に係る支出は、規定された報酬と費用弁償であり、削減余地はない。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど) 審議会開催に係る事務の内容は定型的なものであり、これ以上の人件費の削減余地はない。また、次期計画の策定期間においては、審議会の開催回数が増えるため、削減することは難しい。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】 事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？ 審議会委員は市の非常勤特別職であり、市の規定に基づいて一律に報酬を支払っており、公平・公正である。

**3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)**

<b>(1) 改革改善の方向性</b>		男女共同参画審議会委員による丁寧な議論を通じて、第5次男女共同参画行動計画を一層実効あるものとして策定を進めることで、成果の向上を図る。	<b>(2) 改革・改善による期待成果</b>																						
1 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) 3 終了・廃止・休止	➡		左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上			●	維持			×	低下		×
		コスト																							
		削減	維持	増加																					
成果	向上			●																					
	維持			×																					
	低下		×	×																					
<b>(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等</b>																									
審議会委員の意見・提言を、委員間のもとより、庁内関係各課、市民等と共有し、男女共同参画関連施策や行動計画に確実に反映させる。 また、委員の改選時には、推薦団体への依頼や公募内容において、審議会の男女比に考慮し、審議会運営が円滑に行われ、意見等を発言しやすい体制・環境を整える。 令和4年度は、第5次男女共同参画行動計画の策定のため審議会の開催回数が例年より多く、一時的にコストの増加が見込まれる。																									

**4 課長等意見**

<b>(1) 今後の方向性</b>	<b>(2) 全体総括・今後の改革改善の内容</b>
1 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) 3 終了・廃止・休止	会議では活発に議論が交わされており、本審議会設置の有効性が認められる。 審議会で提起された意見の男女共同参画施策への反映状況について、委員はもとより、市民に広く周知する等しながら、本事業の成果向上を図る必要がある。